

兵庫県警察における個人情報等の管理の運用について（一般甲）（要徹底）

令和5年3月31日

兵警広一般甲第50号

兵庫県警察における個人情報の管理については、対号により実施しているところであるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、その一部を見直し、4月1日から下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、個人情報等の適正な管理に努められたい。

記

第1 趣旨

この通達は、法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、兵庫県警察における個人情報等の管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (4) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。以下同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。以下同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。以下同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (5) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (6) 地方公共団体等行政文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。
- (7) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (8) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第3 保有個人情報等の管理体制

1 総括個人情報等管理者

- (1) 兵庫県警察に総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。
- (2) 総括個人情報等管理者は、兵庫県警察における保有個人情報等の管理の企画及び指導に関する事務を総括する。

2 個人情報等管理者

- (1) 所属に個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - ア 所属が保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
 - イ 個人情報ファイル簿（法第75条に規定する個人情報ファイル簿及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）第3条に規定する条例個人情報ファイル簿をいう。）の作成に関すること。

ウ 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割の指定に関すること。

エ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の指定に関すること。

オ 事務取扱担当者が特定個人情報等を取り扱う区域の指定に関すること。

カ 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下「漏えい等」という。）の発生を把握した場合の報告連絡体制の整備に関すること。

キ 前記アからカまでに掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 個人情報等管理担当者

(1) 所属に、個人情報管理等担当者を置き、警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センター（以下「サイバーセンター」という。）の所属及び警察学校を含む。以下「本部所属」という。）にあつては警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員（これらの者の配置のない係にあつては上席係長又は係長）を、警察署にあつては課長をもって充てる。

(2) 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

4 監査総括者

(1) 兵庫県警察に監査総括者を置き、総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）をもって充てる。

(2) 監査総括者は、総括個人情報等管理者の命を受け、各所属における保有個人情報等の管理の状況について監査し、個人情報等管理者から必要な報告を求めるものとする。

(3) 監査総括者は、前記(2)による監査に当たり、必要があると認めるときは、当該監査に係る業務を主管する本部所属の長（以下「監査関係所属長」という。）に対して、要員の派遣等の援助を依頼することができる。

5 監査責任者

(1) 所属に監査責任者を置き、本部所属にあつては次席、副隊長又は副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

(2) 監査責任者は、所属における保有個人情報等の管理の状況について、実地に監査するものとする。

6 兵庫県警察個人情報等管理委員会

(1) 警察本部に、兵庫県警察個人情報等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

ア 委員長 総務部長

イ 副委員長 県民広報課長

ウ 委員 各部及び局の庶務担当課、サイバーセンターの庶務担当課並びに総務部県民広報課の次席

(3) 委員会は、漏えい等が発生した場合の再発防止対策等保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するものとする。

(4) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を主宰する。

- (5) 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (6) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (7) 委員会の庶務は、総務部県民広報課において行う。

第4 保有個人情報等の取扱い

1 職員の責務

兵庫県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この通達並びに総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 正確性の確保

職員は、保有個人情報等の内容が事実でない認められたときは、個人情報等管理者又は個人情報等管理担当者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報等の訂正、追加又は削除をするものとする。

3 取扱いの制限

- (1) 個人情報等管理者は、職員が担当する業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 個人情報等管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている地方公共団体等行政文書について、その内容に応じ、次の事項を職員に遵守させるものとする。
 - ア 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
 - イ 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
 - ウ 情報システム等により保有個人情報等が記録された電磁的記録を取り扱う場合における注意事項
 - エ 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている地方公共団体等行政文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
 - オ 保存すべき場所
 - カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

4 廃棄及び削除

- (1) 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書を廃棄するときは、裁断その他漏えい防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、速やかに、当該保有個人情報等を削除するものとする。

5 業務の委託

個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に必要な事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面で確認するものとする。

6 保有個人情報及び個人関連情報の提供の際の措置

- (1) 個人情報等管理者は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき

は、次の措置を講ずるものとする。

ア 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。

イ 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

ウ 当該保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

(2) 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

イ 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するために調査すること。

第5 監査及び点検の実施

1 監査

(1) 監査の種類

ア 監査は、定期監査及び随時監査に区分する。

イ 定期監査は、全所属を対象として、監査責任者がおおむね年度に1回以上行うものとする。

ウ 随時監査は、原則として、定期監査の実施後に選定した所属を対象として、監査総括者がおおむね年度に1回以上行うものとする。

(2) 監査計画の策定等

監査総括者は、毎年度、監査の実施計画及び実施項目を策定し、総括個人情報等管理者の承認を受けるものとする。

(3) 定期監査及び随時監査の実施

定期監査及び随時監査は、総務部長が定めるところにより実施するものとする。

2 点検

個人情報等管理者は、所属における保有個人情報等に係る外部記録媒体、処理経路及び保管方法等について、前記1の(2)の監査の実施項目に基づき、必要に応じて随時に点検を行うものとする。

3 評価及び見直し

総括個人情報等管理者及び個人情報等管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第6 漏えい等発生時等の措置

1 発生時の報告

(1) 職員は、漏えい等が生じたときは、直ちにその旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

(2) 個人情報等管理者は、前記(1)の規定による報告を受けたときは、被害の拡大防止を図り

つつ、速やかに総括個人情報等管理者及び総務部長が別に定める報告先に報告するとともに、その原因等を調査するものとする。

- (3) 総括個人情報等管理者は、前記(2)の規定による報告を受けた場合において、当該漏えい等が法第68条第1項又は番号利用法第29条の4第1項に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会が定める事態に該当すると判明したときは、個人情報保護委員会に報告をするものとする。
- (4) 前記(3)の場合において、個人情報等管理者は、本人（法第2条第4項に規定する本人をいう。以下同じ。）に通知するとともに、その権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 漏えい等の発生又は再発の防止

- (1) 個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、前記1の(2)による調査の結果に基づき、監査総括者及び前記1の(1)に規定する漏えい等に係る業務を主管する本部所属の長、当該漏えい等に関係する職員が属する部門における指導業務を担当する本部所属の長その他の関係所属長（以下単に「関係所属長」という。）と連携の上、保有個人情報等の管理の方法を改善するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、監査総括者及び関係所属長は、当該措置について、必要な指導又は助言を行うものとする。
- (2) 総括個人情報等管理者は、必要があると認めるときは、当該個人情報等管理者又は関係所属長に対し、保有個人情報等の管理の方法を改善するために必要な指示をするものとする。

第7 教養等

個人情報等管理者は、個人情報等の取扱いについて教養を実施するなど、職員がその業務において保有個人情報等を法令に従って適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものとする。

第8 関係部長への委任

この通達に定めるもののほか、個人情報等及び特定個人情報等の管理に関し必要な事項は、関係部長が別途示達する。